平成２２年（フ）第２２５５号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目17番１―210号
債務者　鶴本まゆみ
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２７０号
横浜市保土ケ谷区西久保町121番地　保土ヶ谷スカイマンション403号
債務者　長谷川康子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９６１号
横浜市磯子区森１丁目14番６―609号
債務者　鎌形謙一郎
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０７６号
横浜市戸塚区小雀町2169番地１　サンバレー小雀103号
債務者　徳留かおる（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１８０号
横浜市緑区上山２丁目43番７号
債務者　稲垣　君宏
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９６９号
横浜市西区浅間町４丁目335番地15　コーポ浅間町101号
債務者　齊藤真理子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２３３号
横浜市青葉区藤が丘１丁目27番地26　ドーミィー藤が丘202号
債務者　田川　弘治
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２４号
愛知県豊田市西岡町裏畑37番地　ニューバリアⅡ202号、住民票上の住所愛知県豊田市前林町八幡101番地　本多荘イ号
債務者　椎葉　慎介
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後２時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
愛知県安城市百石町１丁目８番地20　祥南ハウス106
債務者　豊嶋　武夫
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
熊本県八代市鏡町鏡473番地７　101
債務者　日野　寿大
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１２２号
沖縄県中頭郡北谷町字砂辺304番地１
債務者　當眞　郁美
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１３５号
沖縄県宜野湾市我如古３丁目18番２号　福地アパートＣ―２号
債務者　森田さゆり（旧姓佐久眞・保久村）
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１０２８号
東京都昭島市玉川町５丁目８番３号春美荘203号
債務者　加藤　　武
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２００号
神奈川県横須賀市日の出町２―２　井上荘202号、住民票上の住所神奈川県横須賀市田戸台79番地４　ＴＯＰ安浦第一304
破産者　白川　孝一
1　主文　当裁判所が平成22年７月20日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間を定める決定中、破産者の住所につき、「神奈川県横須賀市日の出町２―２、住民票上の住所神奈川県横須賀市田戸台79番地４　ＴＯＰ安浦第一304」とあるのを、「神奈川県横須賀市日の出町２―２　井上荘202号、住民票上の住所神奈川県横須賀市田戸台79番地４　ＴＯＰ安浦第一304」と更正する。
2　決定年月日　平成22年８月６日
横浜地方裁判所横須賀支部